

第8期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第8期 第2回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	令和2年11月24日(火) 午後6時30分から午後7時30分
開催場所	第一本庁舎 501会議室
出席者	(委員長) 福島委員長 (副委員長) 藤井副委員長 (委員) 古川委員、姉崎委員、石田委員、板橋委員、植木委員、木塚委員、篠原委員
会議内容	<p>■ 開会</p> <p>○議 事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治基本条例の体系について <p>○その他</p> <p>■ 閉 会</p>
会議資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 席次表 3 勉強会資料 4 前回の議事録 5 川口市自治基本条例パンフレット 6 川口市自治基本条例運用推進委員会条例条文 7 川口市協働推進条例条文 8 川口市市民参加条例条文 9 川口市市民投票条例条文 10 川口市自治基本条例の手引き
発言内容	<p>■ 開会 (午後6時30分)</p> <p>事務局</p> <p>机上に、次第、座席表、勉強会資料、前回の議事録、川口市自治基本条例のパンフレット、川口市自治基本条例運用推進委員会条例の条文、川口市協働推進条例の条文、川口市市民参加条例の条文、川口市市民投票条例の条文、川口市自治基本条例の手引きの10点を配付している。資料に過不足はないか。</p> <p>委員</p> <p style="text-align: center;">－ なしの声 －</p> <p>委員長</p> <p>これより川口市自治基本条例運用推進委員会を開会する。</p>

○勉強会

- ・自治基本条例の体系について

委員長

今回は前委員長から一般的な自治基本条例の概要について説明があった。今回は川口市の自治基本条例の体系について事務局から説明をもらい、川口市自治基本条例について理解を深めるため、勉強会を開催する。

- － 企画経営課長による講義（約40分） －

委員長

事務局の説明は以上であるが、意見や質問はあるか。

委員

1点目、前文の6段落目に地方分権に関する記載がある。条例の策定当時の時代の流れに合わせた記載であると推察されるが、近年、国際社会、国を始め、地方自治体が事業等に取り入れ、注目を集めているSDGsについて盛り込むほうが時代の流れに合っているのではないか。

2点目、川口市自治基本条例で定義している市民の権利について、その権利が大きいのではないかと感じている。例えばだが、偏ってしまうような1人の意見によって自治体の施策が動いてしまうようなことになりはしないだろうか。

事務局

1点目についてであるが、条例制定時の前文を残しておくべきか、時代の流れに合わせて直すべきなのか、判断が難しい部分がある。委員の皆様から意見を頂きながら研究していきたいと考えている。

2点目についてであるが、自治基本条例だけを見ると、1人の市民の意見でも考慮しなければいけないように見えるが、地方公務員は、市民全体の奉仕者であるという大前提がある。1人の市民がこう言ったからというわけではなく、意見の大勢を見極める必要があると考えている。

委員

自治基本条例では、議会や行政側にかなり重い責務が課せられている中で、行政側に課せられた責務に相對してという観点で、市民の責務とまではいかなないが、市民としてあるべき姿というような視点を条例に

取り入れるというようなことを考えられないだろうか。

事務局

その点に関しては、第7期の委員会においても議論はされていたが、最終的な結論づけまで至らなかった。責務ではないが、第3条において市民は、自治を実現するために、主権者として自ら、自治の主体としての自覚を持ち、市政に参加するよう努めるものとする。という条文があり、責務に近い言い方になっている。また、日本国憲法において納税の義務などが規定されているため、条例に規定しなくてもよいだろうという考え方もできる。今後、時代の流れを見て、必要であれば入れる必要があると考えている。

委員長

SDGsの検討、市民の権利および市民の責務に関して、ご意見をいただいた。他に、何かご意見等あれば伺いたい。

委員

－ 特になしの声 －

委員長

本日の説明内容について、確認したい点や意見があれば、メール等で事務局に連絡をしていただきたい。それを踏まえて次回以降の参考にしたと思う。議事は以上であるが、委員の皆さんから何かあるか。

委員

－ 特になしの声 －

委員長

事務局からは何かあるか。

事務局

今回は令和3年2月10日水曜日、午後6時半から、場所は本日と同じく、第一本庁舎の501会議室で開催する。今年度は、残り1回の開催を予定している。事務局からは以上である。

	<p>委員長</p> <p>それでは、本日は以上で閉会とする。</p> <p>■ 閉会（午後7時30分）</p> <p>以上</p>
次回日程	<p>次回日程は令和3年2月10日（水）</p> <p>午後6時30分 川口市役所第一本庁舎</p>